

## 2021年度 経過報告

### 1. 障がい者の福祉・教育をめぐる情勢

3年経ってもまだ終息を迎えない新型コロナウイルス感染症のまん延やロシアのウクライナ侵攻など、辛いニュースの絶えない日々には誰もが何らかの影響を受け、生活の困窮や精神的に追い込まれている方たち、不安を抱えるこどもたちが増えていることを憂えます。通学支援をしている小学生や移動支援利用者の中にも不安や緊張が強く、新しい環境になじめないため、支援がとて難しい事例があり、事業所の役割がますます重要になっています。

国連の「障害者の権利に関する条約」（以下、権利条約）を批准し、我が国が締約国として歩み始めた2014年から、はや8年が経過しました。これまでの総会で報告したとおり、日本政府は権利条約締結後2年以内に提出が義務づけられている報告書を2016年6月に国連へ提出しました。他方、当事者・関係者として、日本障害フォーラム(JDF)では、幅広い関係者と協議して市民社会から国連に直接提出することが認められているパラレルレポートを2019年6月に提出しています。これらを受けて行われる予定の国連・障害者の権利委員会による**権利条約実施状況についての対話(審査)**は世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響により先送りされてきましたが、今夏8月～9月上旬に実施される予定で日程調整が進められている模様です。その審査に向けて国の障害者政策委員会は、報告提出後の取組の進捗状況や今後の課題について議論を行い、見解をとりまとめる方針であることを今年3月に発表していますが、その内容に注目していきたいと思えます。

一方で、昨年国は 2021～2023 年度 3 年間の目標、第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画を策定しましたが、昨年度からいくつかの大きな動きがありました。

昨年 6 月、議員立法による「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が交付され、9 月から施行されました。(資料 P.51 参照) この法律の成立に先駆けて川崎市では昨年 4 月市内に 2 ヶ所医療的ケア児の支援拠点が開設されました。(「障がい児の子育て支援ブック」P18 参照) これまでのご家族及び支援者、関係者のご尽力により、地域で安心して暮らすための拠点ができたことを喜びたいと思います。

また、今年 2 月「こども家庭庁設置法案」が国会に提出され、5 月衆議院本会議で可決され、参議院に論議の場は移されました。施行期日は 2023 年 4 月 1 日の予定です。目指すものとして「こども真ん中社会の実現」、「常にこどもの視点に立つ。こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現」などが謳われています。生育部門では、「相談対応や情報提供の充実、すべてのこどもの居場所づくり」などが掲げられ、支援部門では「さまざまな困難を抱える子どもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援」、「こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援」、「障害児支援」などが示されていますが、現在のこどもを取り巻く深刻な社会の状況を根本的に見つめ直す新たな方策となるのか、日々こどもと関わる事業者の立場から吟味し、提言していくことも必要だと考えます。(資料 P.52 参照)

さらに、「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が今年 5 月～6 月衆参両院で可決成立しています。改正の趣旨は、児童虐待の相談件数の増加や子育てに困難を抱える世帯のこれまで以上の顕在化等を踏まえて包括的な支援を行うための体制強化を行うため。改正の概要として、児童発

達支援センターの中核的役割の明確化やこれまで2類型に分けて設置されてきた福祉型・医療型を一元化するなど、7つの項目があげられています。(資料 P.53 参照)

こども・障がい児が増え続けている川崎市では、地域療育センターの果たしている役割は大きく、その機能強化も重要な問題です。

昨年4月、道路交通法の改正により福祉有償運送の事業者にも運転者のアルコール検査が義務づけられ、乗務前後の検査・報告・その記録を日々行うことになりました。アルコール検知器が品切れで、今のところ電話で口頭報告を受けて記録を残していますが、10月以降は検知器による検査が義務づけられるためその準備をすすめる必要があります。

神奈川県では、昨年6月、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」が設置され、学識経験のある者、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者11名の委員により、10回にわたり検討が行われてきました。今年3月、その検討内容とまとめの報告書が発表されました。その報告書のおわりに、「当事者目線の障がい福祉の基底を成す考えを改めて示すと以下の三つである。」として、① 個人の尊厳が守られる社会を作る ② 本人の自己決定、自己選択を尊重した障がい施策を展開する ③ 入所施設の役割を転換し、地域共生社会の実現にオール神奈川で取り組む、と記しています。(資料 参照)

上記の検討委員会と並行して、黒岩県知事は昨年11月に「当事者目線の障がい福祉実現宣言」を発表しています。(資料 参照) 検討委員会の報告および県知事の宣言が今後の障がい者施策に活かされるよう市政・県政にも働きかけながら見守っていきたいと思います。

今年4月には神奈川県障害福祉計画（第6期 2022年3月～2024年3月）が、国の基本的な指針に沿って策定されていますが、ここでも「当事者目線の支援の実践により『共に生きる社会 かながわ』の実現を目指す」との方向性が打ち出されています。

障害児教育の分野では、県は県立高校でのインクルーシブ教育実践推進校を一昨年3校から14校に増やしましたが、市内では川崎北高校が実践推進校として今年3年目を迎えました。今年度末には初めての卒業生を送り出しますが、進路学習会参加者の関心も高かったこの実践推進校の教育の成果と課題について今後も確認して保護者の皆様へも情報提供をしていくことが必要です。

県立学校施設再整備計画（新まなびや計画）に沿った県立養護学校の老朽化や耐震の対策として中原養護学校などでの改修工事が進められています。

新たな方策として県教育委員会は、今年3月に「**かながわ特別教育推進指針**」を発表しましたが、その中には、すでに会報でお知らせした川崎南部地域に県立特別支援学校（知的障害児教育部門）の新設が盛り込まれています。これまでさまざまな形で積み重ねられた教職員・保護者・市民等の粘り強い働きかけの成果といえますが、どんな学校建設が進められるのか、具体的な要望を伝えながら県教委との話し合いの場をもつことも必要でしょう。用地としては旧河原町小学校の跡地を充てることも公表されていますが、開校は8年後とのことなので、現在の過密問題や通学保障の課題はまだ残されています。

川崎市での新たな動きはつぎの通りです。

○ 2021年3月、川崎市障害者福祉計画（第5次ノーマライゼーションプラン）が発表され、今年はその計画実施2年目を迎えます。中原区の福祉計画とともに施策の推進に期待します。

○ 2020年4月県立あおば支援学校が横浜市青葉区に開校され、今年度3年目を迎えました。市が尾・藤が丘・青葉台・柿生駅からバスを利用、高等部については宮前区・麻生区も対象学区であるため、今年度は川崎市から6人の子どもたちが通学しています。

○ 地域生活支援事業の報酬単価改定

2020年度に続き、2021年度も通学通所支援について報酬単価のアップがありました。また、これまで保護者の就労要件による通学支援は利用者負担割合50%でしたが、50%が撤廃され10%負担に変更されました。ふれあいガイド（企画型）についても単価の大幅改訂がされ、今後のツアーや夏休みを楽しくすごす会の企画運営が楽になります。

## 2. わになろう会全体のとりくみ

### 目に見えないコロナウイルスとの闘い

コロナ禍の中で、基礎疾患のある方等、日中一時支援や移動支援などのご利用を自粛される方は依然として多く、日々の支援実績により報酬を申請するという出来高払いの制度の中で、2021年度も月により利用はかなり落ち込みました。一方、どんな状況の中でも日々支援を必要とされている方たちもあり、感染予防に細心の注意を払いながら日中一時支援も移動支援等も実施する方針で事業をすすめてきました。しかし、学校医やお子様たちが併用されている放課後等デイサービスでの感染拡大の中で、濃厚接触者と指定され自粛を余儀なくされた利用者さ

ん、支援スタッフも数件ありました。今年1月には日中一時支援預かり事業の中で陽性者が出たため、一時的に閉室しましたが、その後も気の抜けない状況が続きました。

年間計画に盛り込まれていた事業も企画型ツアーや夏休みを楽しくすごす会など、感染症予防の見地から中止せざるを得ないものがあり、楽しみにされていた会員の皆さんには申し訳なく、今年度は状況をみながら実施に努めます。

## 財政の現状

上記のような状況のなかで、わになろう会ではこの一年間も当事者・ご家族の地域生活を支えるためにできる限りのとりくみを進めてきました。

しかし、財政的には非常に厳しく、減収になっても家賃や駐車場の賃料、保険料等の必要経費は減らないためかなり危機的な状況でした。2020年度は、昨年度の総会で報告したとおり、国・県・市からの支援を受けてなんとか乗り切ることができました。ところが、2021年度は公的な財政援助はありませんでした。消毒用アルコール、ビニール製手袋、マスクについては現物が国・市から支給されたため事業所として購入する必要がなくなり財政的に助かりました。

ぎりぎりの状態で赤字を出さなくて済んだのは、報酬単価の改定による事業収入の増益とこれまで借りていた第2ハウス2階を経費節減のため解約したことによります。

## 公的制度に則った事業の継続

次の通り、行政との協力協働や必要な申請書の提出をし、それぞれの事業を実施しました。

- ☆ 中原区子どもの発達支援事業（就学前） 中原区の事業に当法人が担当者を派遣し、子どもの発達・相談セミナーの運営に協力してきました。
- ☆ 川崎市移動支援事業等従事者養成研修事業 補助金申請 R3年4月1日～R4年3月31日
- ☆ 自家用有償旅客運送者登録申請 昨年度継続申請 R3年9月11日～R6年9月10日

- ☆ 移動支援事業・生活サポート事業申請 指定事業 H30年10月1日～R6年9月30日
  - ☆ 日中一時支援障害児者一時預かり事業者指定申請 H31年4月1日～R7年3月31日
  - ☆ 行動援護事業指定申請 H30年10月1日～R6年9月30日
  - ☆ ふれあいガイド（企画型）事業届出 企画型ツアー 年間2回 6月届出  
夏休みを楽しく過ごす会 ※届出後いずれも中止
  - ☆ 重度障害者入院時コミュニケーション等支援事業申請 R4年1月
- 注 下線の事業は 2021 年度に新規または更新の申請をしたもの

当法人では支援スタッフの疾病・高齢化という切実な問題もあり、新たな従事者の養成のため、今年度も移動支援等従事者養成研修の実施を計画しています。

昨年度は実施できなかったすべての利用者・支援スタッフを対象としたアンケート調査を今年の春は3月～5月に実施することができました。アンケートの回答要約を総会資料に掲載しましたので、P ～ をご覧ください。寄せられた利用者・支援者の率直な声は、今後の活動の改善に活かしていきたいと考えています。

また、集まって行う研修会の実施が難しい中で、事業所と支援者および支援者同士の繋がりを深める手立ての一つとして、3月から支援者向けの小さなニュース『わにの庭（にわ）』の発行を始めました。当面、年間4回の発行を目標にしています。

### 3. 法人としての体制の整備

- 年間各6回の理事会と月例会は感染症予防に配慮しながら、ハイブリッドで予定通り実施しました。ZOOM を使ってのリモート参加もとりにれたことにより参加率は非常に改善されました。

理事会・月例会とも 2021 年度も年間を通して 18 時 30 分からの開催を続けてきましたが、夜の会議に参加が困難な理事もあり、書面出席者が毎回若干ありました。

- 会報わになろうは、毎月1回の発行を続けることができ、会員の皆様ほか、特別支援学校・学級への配布も川崎市教職員組合のご協力を得て実施しました。
- 川崎北労働基準監督署の立ち入り調査、指導に基づき、就業規則を作成し、届出をしてから9年が経過しました。安全推進担当者の配置など当法人で働かれる皆さんが安全に安心して働

ける条件はいくらか改善されましたが、現実の日々の活動の中での休憩時間・有給休暇の保障などの規則の遵守は依然として難しい課題です。

健康保険、厚生年金、雇用保険への加入者は現在6名。今後も従事者の皆さんの勤務状況に応じて対応していく予定です。また、労災保険はすべての従事者を対象に法人で掛金を負担しています。僅かでも報酬を受け取られている従業者から所得税の源泉徴収をするように税務署の指導を受けていますが、皆様の理解と協力によりスムーズに実施されています。

- 2013年度から利用を始めたNPO法人向け会計ソフト「会計王」の活用は事務担当の尽力により、会計処理が正確にスムーズにできるようになりました。

**他団体との連携、主な活動**      **<2021年度年間活動報告 参照>**